

○渡島廃棄物処理広域連合事務専決及び代決規程

(平成12年10月24日訓令第1号)

改正 (平成18年2月1日訓令第6号)

改正 (平成19年3月30日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、渡島廃棄物処理広域連合長（以下「広域連合長」という。）の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 広域連合長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 広域連合長の権限に属する事務のうち、あらかじめ定められたものについて常時広域連合長に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決者 専決をすることができる者をいう。
- (4) 代決 広域連合長又は専決者が不在である場合に、広域連合長又は専決者に代わって決裁することをいう。
- (5) 不在 出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。

(専決できない事項)

第3条 次に掲げる事項は、専決をすることができない。

- (1) 広域連合全般にわたる重要な基本方針の決定及び変更に関すること。
- (2) 議会の招集及び議会に対する提出案件の決定に関すること。
- (3) 地方自治法第179条及び第180条の規定による専決処分に関すること。
- (4) 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。
- (5) 附属機関の設置及び廃止に関すること。
- (6) 請願及び陳情の処理に関すること。
- (7) 予算の編成及び決算の確定に関すること。
- (8) 寄附採納に関すること。
- (9) 損害賠償の処理に関すること。
- (10) 不納欠損処分に関すること。
- (11) 公の施設の設置及び廃止に関すること。
- (12) 職員（臨時的任用職員を除く。）の任免、給与、分限及び服務に関すること。

- (13) 行政組織及び職制に関すること。
- (14) 儀式及び式典に関すること。
- (15) 不服申立て、訴訟、和解及び調停に関すること。
- (16) 官公庁に対して行う特に重要かつ異例な申請、届出、進達、報告等に関する
こと。
- (17) 前各号のほか特に重要又は異例と認められる事項に関すること。
(関係市町の副市町長のうちから選任された副広域連合長の専決事項)

第4条 関係市町の副市町長のうちから選任された副広域連合長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

- (1) 主管する事務事業の方針及び計画の決定のうち軽易なもの
- (2) 主管する事務事業の既定方針に基づく実施の決定のうち重要なもの
- (3) 附属機関に対する諮問事項の決定のうち軽易なもの
- (4) 許可、認可、承認等のうち重要なもの
- (5) 条例の審査
- (6) 要綱及び要領等の制定及び改廃
- (7) 官公庁に対して行う申請、届出、進達、報告等のうち重要なもの
- (8) 通知、催告、照会、回答、依頼等のうち重要なもの
- (9) 証明及び証書類の交付並びに届出の処理のうち重要なもの
- (10) 行事、催物その他これらに類するものの共催及び後援の決定のうち軽易又は常
例のもの
- (11) 聴聞の実施及び審理の公開の決定並びに主宰者の指名
- (12) 事務局長以下の職員の旅行命令
- (13) 事務局長以下の職員の休暇等の承認
- (14) 事務局長以下の職員の勤務を要しない日の振替え等
- (15) 事務局長以下の職員の育児休業及び部分休業の承認
- (16) 臨時に雇用する職員の任免
- (17) 予算の配当及び執行計画の作成
- (18) 起債計画の作成
- (19) 地方債の借入れ
- (20) 一時借入金の借入れ
- (21) 財政状況の公表
- (22) 次に掲げる支出負担行為
 - ア 物品の購入、借入れ及び修繕で1件2,000万円未満のもの
 - イ 不動産の購入及び借入れで1件2,000万円未満のもの

- ウ 工事の執行で1件15,000万円未満のもの
 - エ 補助金及び交付金
 - オ 交際費
 - カ その他の経費で1件2,000万円未満のもの
- (23) 1件100万円未満の予備費の充用
 - (24) 物品の処分又は貸付けで1件2,000万円未満のもの
 - (25) 予定価格の作成
 - (26) 次に掲げるものに係る業者の選定
 - ア 物品の購入、借入れ及び修繕で1件2,000万円未満のもの
 - イ 工事の執行で1件15,000万円未満のもの
 - ウ その他の経費で1件5,000万円未満のもの
 - (27) 使用料、手数料、分担金及び負担金の減免
 - (28) 公示送達及びこれに伴う納期限の変更
 - (29) 工事の執行に係る通知及び受渡し
 - (30) 臨時的任用職員の任免、給与、分限及び服務
 - (31) 事務局長以下の職員の職務に専念する義務の免除の承認
 - (32) 事務局長以下の職員の営利企業等の従事又は経営の許可
 - (33) その他広域連合長の決裁を要しないと認める事項
(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

- (1) 主管する事務事業の既定方針に基づく実施の決定のうち軽易なもの
- (2) 許可、認可、承認等のうち軽易又は常例のもの
- (3) 公の施設の使用許可
- (4) 官公庁に対して行う申請、届出、進達、報告等のうち軽易又は常例のもの
- (5) 通知、催告、照会、回答、依頼等のうち軽易又は常例のもの
- (6) 証明及び証書類の交付並びに届出の処理のうち軽易又は常例のもの
- (7) 公印の印影の印刷
- (8) 公文書の公開の諾否の決定
- (9) 個人情報保護制度に係る請求等の諾否の決定
- (10) 聴聞の期日の変更及び聴聞に係る資料、聴聞調書等の閲覧又は写しの交付の決定
- (11) 参事以下の職員の旅行命令
- (12) 参事以下の職員の休暇等の承認
- (13) 参事以下の職員の勤務を要しない日の振替え等

- (14) 参事以下の職員の職務に専念する義務の免除の承認
- (15) 参事以下の職員の営利企業等の従事又は経営の許可
- (16) 参事以下の職員の部分休業の承認
- (17) 時間外及び休日の勤務命令
- (18) 参事以下の職員の外勤命令
- (19) 規則、規程等の審査
- (20) 告示及び公告
- (21) 扶養親族の認定
- (22) 通勤届の確認及び通勤手当の月額決定
- (23) 住居届の確認及び住居手当の月額決定
- (24) 職員に係る児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定
- (25) 次に掲げる支出負担行為
 - ア 物品の購入、借入れ及び修繕で1件80万円未満のもの
 - イ 不動産の購入及び借入れで1件40万円未満のもの
 - ウ 工事の執行で1件130万円未満のもの
 - エ 単価契約に基づく出来高による支出
 - オ 報酬、給与、共済費、賃金及び旅費
 - カ 燃料費、食糧費、光熱水費、賄材料費及び通信運搬費
 - キ 公債費
 - ク 公課費
 - ケ 歳入歳出外現金
 - コ 過誤納金及び還付加算金
 - サ その他の経費で1件50万円未満のもの
- (26) 1件10万円未満の予備費の充用
- (27) 目節の設定及び予算の流用
- (28) 科目及び年度の更正
- (29) 歳入の調定及び支出命令
- (30) 過誤納金の処理及び戻出並びに還付加算金の決定
- (31) 物品の受払命令
- (32) 次に掲げるものに係る業者の選定
 - ア 物品の購入、借入れ及び修繕で1件80万円未満のもの
 - イ 工事の執行で1件130万円未満のもの
 - ウ その他の経費で1件50万円未満のもの
- (33) 入札の執行

(34) 不用物品の払出命令

(専決の特例)

第6条 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁によるものとする。

(1) 重要又は異例と認められる事項

(2) 法令等の解釈上疑義があると認められる事項

(3) 先例になると認められる事項

(4) 紛争もしくは論争のあるもの又は将来その原因となると認められる事項

(5) 前各号に規定するもののほか上司の決裁を受ける必要があると認められる事項

(類推による専決)

第7条 第4条及び第5条に掲げる専決事項以外の事項であっても、専決事項に準ずると認められるものについては、当該専決事項に係る専決者が専決をすることができる。

(事務の代決)

第8条 広域連合長が不在のときは、関係市町の副市町長のうちから選任された副広域連合長がその事務について代決をすることができる。

2 第4条に掲げる専決事項について、関係市町の副市町長のうちから選任された副広域連合長が不在のときは、事務局長がその事務について代決をすることができる。

3 第5条に掲げる専決事項について事務局長が不在のときは、事務局長の指定する参事がその事務について代決をすることができる。

(後閲)

第9条 前条の規定により代決をした事務については、遅滞なく上司の閲覧に供さなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する